

「私立大学ガバナンス・コード」遵守状況報告書
概 要

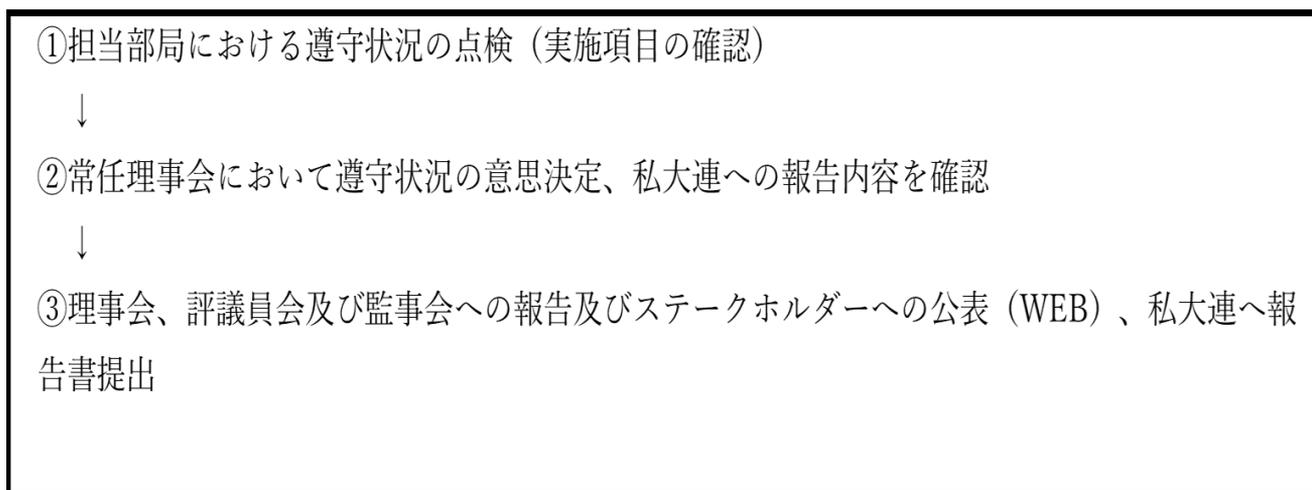
1. 法人名等

法 人 名	学校法人龍谷大学
法 人 代 表 者	理事長 入澤 崇
担 当 部 署	法人事務室
お 問 合 せ 先	075-645-7872

2. 「基本原則」及び「遵守原則」の遵守概況

基本原則	基本原則の遵守状況	遵守原則	遵守原則の遵守状況
1. 自律性の確保	「遵守」	1-1	「遵守」
		1-2	「遵守」
2. 公共性の確保	「遵守」	2-1	「遵守」
		2-2	「遵守」
3. 信頼性・ 透明性の確保	「遵守」	3-1	「遵守」
		3-2	「遵守」
		3-3	「遵守」
4. 継続性の確保	「遵守」	4-1	「遵守」
		4-2	「遵守」

3. 遵守状況の確認フロー図



「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況（取組状況）の詳細等

1. 各「基本原則」及び「遵守原則」の遵守状況の説明

基本原則「1. 自律性の確保」

会員法人は、私立大学としての多様な教育研究活動を実現するため、それぞれの寄附行為、建学の精神等の基本理念に沿って、自主性、独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営する必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則1-1

会員法人は、学生、保護者、卒業生のみならず、広く社会に存在する幅広いステークホルダーに対し、教育研究目的を明確に示し、学校法人の運営に関する理解を得られるようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>本法人においては、1975年より長期計画を策定し、各種事業運営に取り組んでいる。現行の長期計画である「龍谷大学基本構想400」の策定にあたっては、従来の意思決定手続きに留まらず、若手教職員を中心とする将来計画タスクフォースを立ち上げ、教職員対象、学生対象のワークショップをそれぞれ開催するとともに、パブリックコメントを求めるなど、学内外問わず、広く意見を聴取した上で成案化を図った。</p> <p>また、「龍谷大学基本構想400」に基づく1期4年のアクションプラン（中期計画）においては、アクションプランごとにKPIを定めた上で、社会状況の変化等に応じて、適宜計画の変更等も行っている。現在は引き続き、第2期中期計画（2024-2027年度）を推進しているところである。</p> <p>その他、長期計画等の具体的な内容については、WEBサイトを別途構築した上で、学外に公表するとともに、進捗状況についても、毎年度の事業報告を通じてステークホルダーに開示している。一方で、政策を策定、管理する人材の育成や登用の方針については明確化するには至っておらず今後の検討課題として捉えている。</p>

遵守原則 1 - 2

会員法人は、自主性・独立性を確保すると同時に、自律的に学校法人を運営するために、多様なステークホルダーからの意見を聴取し、反映できる体制を確立し、円滑な業務執行を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	理事会及び評議員会の構成について、学外者を積極的に登用することで幅広い意見を聴取できる体制を整備している。 また、評議員会には理事長及び業務執行理事（専務理事及び常務理事）全員が同席し、法人運営に関する評議員からの質問や意見に適切に対応できる体制を確保している。さらに、常勤監事が経営会議（法人の執行部会議）及び常任理事会に同席し、業務執行監査や意見交換を行うことで、建設的な協働関係と相互けん制を実現している。 上記のとおり、幅広い意見を聴取し反映できる体制を整えるとともに、「学校法人龍谷大学意思決定機関」において理事会及び常任理事会の議決事項を定め、「学校法人龍谷大学職務権限規程」において各職位の職務権限を明確化することで、円滑な業務執行を可能としている。

基本原則「2. 公共性の確保」

会員法人は、わが国の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 2 - 1

会員法人は、建学の精神等に基づく多様な人材育成像を保持しつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材を育成する。

遵守状況	<p>「遵守」</p> <p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p>
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>「龍谷大学基本構想400」において、本学学生における「育むべき力とマインド」を明確化し、その上で、毎年度の事業計画や部署別方針等において、学部・研究科等の目標や取り組むべき事項を明示している。それらの目標の達成のためには、財政基本計画、長期財政計画及び予算編成の基本方針や教員人事計画等の各種財政に関する計画も十分に留意した上で取り組んでいる。</p> <p>具体的な教育の展開にあたっては、全学的に「3つの方針」を検証する委員会を設置し、委員会のもとで方針の整合性をチェックする体制を整備している。恒常的に教育活動の検証及び改善・向上に係る検討を行うことにより「3つの方針」の実質化を図っている。</p> <p>加えて、内部質保証システムである「組織としての自己点検・評価」「教員個人の諸活動に対する自己点検（教員活動自己点検）」における点検・評価の結果及び、「学期末の授業アンケート」や「大学IRコンソーシアム学生調査」の集計結果や分析結果も教育活動の改善に用いている。</p> <p>さらには、学生の意見を踏まえた大学運営を図るため「全学協議会」を開催し、学生から出された意見や要望に基づき、学生代表と大学執行部で協議を行っている。</p>

遵守原則 2 - 2

会員法人は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。

遵守状況	<p>「遵守」</p> <p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p>
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>本法人においては、社会的に早期の段階から、産官学連携及び生涯学習を専門的に担うセクションを設置しており、現状においても「社会連携・社会貢献方針」や「地域連携事業の推進方針」等の方針を定めた上で、様々な社会連携、社会貢献、地域連携の各種事業に取り組んでいる。</p> <p>また、その取組を実施する上では、学生が主体的、積極的に参画できる体制も整備している。</p> <p>あわせて、各地方自治体との包括協定や、各種団体と社会連携、社会貢献、ボランティア活動等に関する協定も締結しており、積極的に社会との関わりを持つ体制を整備している。</p> <p>加えて、研究活動における新たなリスクに対応するために「研究インテグリティの確保に関する規程」を整備し、学長を最高責任者とする一元的なマネジメント体制を構築している。</p>

基本原則「3. 信頼性・透明性の確保」

会員法人は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則 3 - 1

会員法人は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じ社会に貢献する。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>本法人においては常勤監事を登用するとともに、「学校法人龍谷大学内部統制システム整備の基本方針」等に基づき、監事の独立性を確保した上で、監事監査支援体制を整備している。</p> <p>また、「学校法人龍谷大学監事会運営細則」に基づき、監事監査計画に基づいて作成された監事監査報告書を踏まえ、監事からの提言に対する対応状況を監事会に報告することで、監事監査の実行性を高めている。</p> <p>さらには、定期的に監事会を開催することに加え、監事会を三者協議の場としても位置付け、監事と会計監査人、内部監査室等とが密な連携を図れる体制を整えている。</p> <p>なお、本法人独自の監事選任基準は定めていないが、私立学校法改正の内容を踏まえ、必要に応じて監事選任基準の明確化を検討することとしている。</p>

遵守原則 3 - 2

会員法人は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事、監事、評議員、学長（総長を含む）の選任手続きの透明性の確保及び解任手続きを明確化し、必要に応じて改善を行い、当該手続きの公正性について多くのステークホルダーからの理解が得られるようにし、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図る。また、社会からの信頼を損なうことがないように、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。

遵守状況	<p>「遵守」</p> <p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p>
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>理事、監事、評議員及び学長の選解任については、「学校法人龍谷大学寄附行為」、「学校法人龍谷大学理事選任機関規程」及び「学長選挙規程」で定めることで明確化、透明性の確保を図っている（監事の具体的な選任方法については常任理事会で確認している）。</p> <p>また、理事選任機関の構成に評議員会議長及び卒業生等を含めることにより、理事会及び理事からの中立性を確保している。</p> <p>理事及び管理職位者が、学校法人の運営上重要となる法令及び法人内諸規則を十分に確認した上で法人運営に携わっており、重要な法改正が生じた際は、必要な研修及び情報共有に努めている。加えて、法務担当部署を事務組織として設置し、日常的な法律相談、法令解釈等の相談に対応するとともに、法人内における不正・法令違反等の事象を未然に防止することを目的とした研修会の開催を実施している。</p> <p>さらには、各学校に内部監査機能を整備するとともに、監事、会計監査人、内部監査室等監査部門とが密接な連携を保ち効率的な監査を実施することにより三様監査体制を確立している。</p> <p>その他、公益通報者保護法を踏まえ、内部通報に係る適切な体制を整備している。</p>

遵守原則 3 - 3

会員法人は、自らが行う教育研究活動に係る情報や、それを支える経営に係る情報について広く社会に存在する幅広いステークホルダーから理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。

遵守状況	<p>「遵守」</p> <p>コードの記載通りの方策によって遵守している</p>
遵守原則の遵守状況に係る説明	<p>「学校法人龍谷大学情報公開規程」及び「情報公開規程に関する細則」において、情報公開の基準及び公開する情報の細目を定め、適切な情報の公開に努めている。</p> <p>また、法人内における教育・研究・社会貢献活動をはじめとする様々な事業・取組についても、各種媒体を通じて、積極的な広報を実施している。</p> <p>なお、WEBサイト等で公開している情報について、広報担当部署及び専門業者の双方で確認する等、公開した情報へのチェック体制を構築している。</p>

基本原則「4. 継続性の確保」

会員法人は、それぞれの建学の精神等の基本理念に基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続及び発展に努める必要がある。

遵守状況	「遵守」
基本原則の遵守状況に係る説明	私大連コードに定められた方策等に基づき、当該原則を遵守している。

遵守原則4-1

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、法人内外のステークホルダーからの意見を取り入れながら、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	本法人では、ガバナンスが有効に機能するよう、理事及び評議員に学外者を積極的に登用するとともに、設置校に関する情報を定期的に発信する等、学外者から意見を引き出す工夫を行っている。評議員については、卒業生、保護者、有識者等を含む多様なバランスの取れた構成となるよう、「学校法人龍谷大学寄附行為」によりその仕組みを担保している。 また、長期計画に基づくアクションプランの進捗状況を常任理事会で適宜共有するとともに、各種データをイントラネットで学内に共有する等、意思決定が円滑に行われ、自律的な運営が可能となるような取り組みを実施している。

遵守原則4-2

会員法人は、私立大学の教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行うようにする。

遵守状況	「遵守」 コードの記載通りの方策によって遵守している
遵守原則の遵守状況に係る説明	私立大学の収入構造上、寄付の重要性を理事が十分に理解した上で、寄付の用途を明示し、寄付金の募集に取り組んでいる。 また、外部資金獲得に関しては、関連部署が連携し、補助金を含めた外部資金に係る情報の収集に努め、集約した情報については、必要に応じて適宜常任理事会において共有を図るとともに、イントラネットを通じて各種補助金の最新情報を発信するなど、全学的な情報共有を図り、外部資金の獲得に努めている。 加えて、危機事象が生じた際は、迅速かつ適切な対応を図れるよう、「危機管理規程」を整備するとともに、地震その他自然災害の際の対応マニュアルや海外危機管理マニュアル等において危機事象が生じた際の対応にかかる手順等を整備している。 なお、情報セキュリティ監査の実施を規程上に定めているが、運用に至っていない。また、2023年度より情報セキュリティインシデント対応チームを運営しており、情報セキュリティ研修等を通して、情報セキュリティマネジメントの体制強化を図っている。